

石塚 政行

要旨 バスク語の完了分詞と接尾辞 -(e)z で形成される副動詞は、付帯状況、原因等の用法を持ち、その一種として主節の表す事態と構成関係にある事態を表現する。この副動詞を用いて、手段と使役行為の両者を意味に含む使役表現を作ることができる。手段と使役行為の双方が語用論的主張に含まれる場合、使役行為が副動詞であるときには主節と副動詞の順序は時間的類像性の制約に従うが、手段が副動詞の場合には従わない。

1. バスク語の副動詞

副動詞を構成するバスク語の非定型動詞は、動名詞を元にしたものと完了分詞を元にしたものに大別できる。完了分詞ベースの副動詞の述語となる非定型動詞は、完了分詞に接尾辞 -(r)ik または -(e)z を付加した語形となる。この2種の副動詞形は、表す事態の成立時と主節事態の成立時の前後関係で対立する。V-ik の表す事態は、主節事態に先立って完了している。いっぽう、V-z の表す事態は主節事態と同時に成立する。たとえば、(1) の *egin-ik* を述語とする副動詞が表す「昼寝をする」という事態は、狩りに出かける前に完了している。いっぽう、*ikus-i-z* を述語とする副動詞が表す「雨が降っているのを見る」という事態は、狩りに行くのと同時に成立している。

- (1) *Bazkalondoan, etzanaldi puxka bat egin-ik, eta beti eurixka ze-la ikus-i-z*
 after.lunch siesta little a make.PFV-CNV and always light.rain PST.be-COMP see-PFV-CNV
ihizi-rat joan ziren gu-re nagusi-mutil-ak
 hunting-ALL go.PFV PST 1PL-GEN master-apprentice-the.PL

「昼食後、少し昼寝をして、まだ小雨が降っているのを見ながら、この主従は狩りに出かけた」

以下、副動詞 V-z を単に副動詞と呼ぶことにする。2節では de Rijk (2008: 771f.) を出発点として副動詞の諸用法を確認しつつ、本発表で扱う手段用法と構成事態用法を紹介する(この他に Artiagoitia 2003, Orpustan 2011: 66 も参照)。3節で、手段用法・構成事態用法の副動詞を用いた使役表現の従属関係を記述する。4節はまとめである。

2. 副動詞の諸用法

De Rijk (2008: 771f.) は、副動詞は主節事態と同時に成立する事態を表すとしたうえで、その用法を付帯状況を表すものと原因を表すものの2つに分類している。De Rijk の挙げる付帯状況の例は、典型的には、主節の行為と同時にされるそれとは別の行為を表しており、本発表でもこの用語法を採用する。たとえば、(2) の「パン種を嗅ぐ」と「言う」、(3) の「錆びついた声を聞かせる」と「飛び回る」は別の行為であるから、これらの副動詞が表すのは付帯状況である。

- (2) *Erran zuen hirugarren aldi-kotz usainda-tu-z.*
 say.PFV E3S.PST third time-for smell-PFV-CNV
 「彼女は(パン種を)3たび嗅ぎながら言った」(JEtchep, 16-4.2)

- (3) *Antxetak inguruka ari ziren beren boz herdoil-du-a entzun-araz-i-z.*
 seagull.PL going.around PROG PST.be they.GEN voice get.rusty-PFV-the hear-CAUS-PFV-CNV
 「カモメたちが錆びついた声を聞かせながら飛び回っていた」(JEtchep, 4-3.3)

De Rijk の言うところの原因用法とは、副動詞が主節事態の原因となる事態を表すものである。その典型例は、副動詞が表す行為が、主節の表す行為の手段となっている次のような例である。

- (4) *Droga eros-te-ko diru-a, gorputz-a sal-du-z irabaz-ten du-te.*
 drug buy-VN-PUR money-the body-the sell-PFV-CNV get-IPFV PRS-E3P
 「ドラッグを買う金は、彼女たちは体を売って稼いでいる」(de Rijk 2008: 771)

- (5) *Esku-ak garr-a-ri so, torra-tu-z, bero-tze-n ari da.*
 hand-the.PL flame-the-DAT facing rub-PFV-CNV warm-VN-LOC PROG A3S.PRS.be
 「彼は手を炎に向けて、擦り合わせ、温めていた」(JEtchep, 8-3.1)

(4) では、副動詞が表す「体を売る」という行為が、主節の「金を稼ぐ」という行為の手段となっている。(5) も同様に、主節の「手を温める」の手段が副動詞の「手を擦り合わせる」である。いずれの場合も、手段が副動詞で表現された原因用法の例となっている。これらの副動詞が表す行為は、主節の表す行為を構成する低次の行為であり、まさに同時に成立していることに注意されたい。たとえば、(5) では、「手を擦り合わせる」という行為の結果、手が温まるという事態が生じているが、その全体が「手を温める」という行為として主節で記述されている。以下では、これらの例を原因用法の下位分類として、手段用法と呼ぶ。

2.1. 付帯状況用法と原因用法の区別

ここまでの例では、付帯状況用法と原因用法を区別する理由があるかどうかは明らかでない。単に、副動詞は主節事態と同時に成立する事態を表し、その事態間の関係は様々であると考えてもよいからである。これに関する議論を de Rijk (2008) は提示していないが、付帯状況用法と区別して原因用法を立てることは、次のように、主節事態と同時に成立しない原因事態を表す例から正当化される。

- (6) *Mayi eskapa-tu-z, menturaz atso xahar horr-ek Peyo hil zezaken mendekio-z*
 PERSON escape-PFV-CNV maybe hag old that-ERG PERSON kill POT.PST revenge-INST

「Mayi が逃げることで、あの魔女は仕返しに Peyo を殺すかもしれなかった」(JEtchep, 10-77.1)

この例で、「Mayi が逃げる」という副動詞が表す事態は、「魔女が Peyo を殺す」という主節事態の原因とはなっているが、それと同時に成立するとは言い難い。むしろ、主節事態に先立って成立すると考えられる。

原因用法を立てることで、副動詞節が恒常的な事態を表す例を自然に説明できる。恒常的な、すなわち、時間軸上の特定の位置に限定されず成立すると捉えられる事態は、常に成立しているがゆえに、主節事態と同時に成立すること自体を殊更に述べる価値を持つとは考えにくい。たとえば、(7) は、副動詞節が恒常的な事態を表す例である。

- (7) *... ni-k segurik joan behar-ko nu-ela, gehien-a izan-ez.*
 1SG-ERG surely go must-FUT PST-COMP eldest-the be.PFV-CNV

「長男なので、きっと私が行かなければならないだろう (と思っていた)」(JEtchep, 16-6.1)

この例の主節事態 A は「話し手が行かなければならない」であり、副動詞が表す事態 B は「話し手が長男である」である。このとき、事態 A と B は確かに同時に成立している。しかし、副動詞が表す事態 B は、恒常的に（話し手に弟妹ができた瞬間からずっと）成立し続けている事態であり、事態 A と同時に成立しているという情報自体は伝達上の価値を持たないだろう。事態 B が事態 A の原因であるという点が伝達のものであると考えるべきである。

以上の議論から、副動詞は付帯状況と原因の少なくとも 2 つの用法を持つと言える。これらの用法は、2.2 節冒頭で見た (4) (5) のような手段用法を介して関連しあっている。

2.2. 主節事態と構成関係にある事態

この節では、付帯状況・原因のいずれにも分類しがたい用法として、副動詞が主節事態と構成関係にある事態（主節事態の別の記述）を表す場合があることを指摘する。たとえば、(8) は、人が話し手のところへ移動するという同一の事態を、主節と副動詞の両方で記述している。主節は移動の着点が発話者のところであるという側面を、副動詞は移動の様態としての歩行を、それぞれ前景化しているが、両者が表す移動は同一のものと考えられる（厳密には、ibili「歩く」は着点を意味に含まないため、jin「来る」の表す移動の一部を構成する）。

(8) *Oin-ez ibil-i-z jin zau-t.*
 foot-INST walk-PFV-CNV come.PFV A3S.PRS-D1S

「彼女は私のところに歩いて来た」(A6-1)

次の例も同様である。主節と副動詞節は、同一の事態に対して異なる記述をしていると考えられる。

(9) *Hurbil-du zitau-ta-n ne-re lagun-a kanpo-tik jin-ez.*
 go.near-PFV PST-D1S-PST 1SG-GEN friend-the outside-ABL come.PFV-CNV

「友達が外から私のところに近づいて来た」(A8-13)

これらの例は、主節と副動詞節が同一の事態を表すという点で付帯状況用法とは異なる。また、例 (4) (5) で見たような手段用法とは、副動詞節の事態が原因を表さないという点で異なる。いっぽう、付帯状況用法、手段用法のいずれとも、主節事態と同時に成立する事態を表すという共通点を持つ。また、特に手段用法とは、主節事態と構成関係にある事態を表すという点で同じである。手段用法と (8) (9) の例を合わせて「構成事態用法」と呼ぶことにすると、これらの諸用法の関係は図 1 のようにまとめられる。

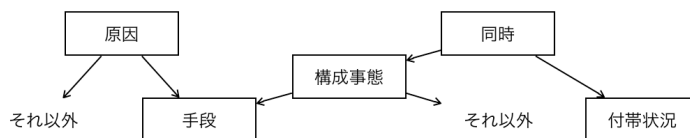


図 1. 副動詞の諸用法の分類

以下では、これらの用法のうち、構成事態用法、特に、主節と副動詞を組み合わせた使役表現に着目する。このような使役表現では、使役行為とその手段の一方が主節で、他方が副動詞で表現される。本発表は、使役行為と手段のどちらも副動詞で表現可能なこと、使役行為を副動詞で表現した場合には時間的類像性の制約に従うことを指摘する。

3. 主節と副動詞を用いた使役表現

使役行為とその手段を同時に表現するために、副動詞で手段を、主節で使役行為を表すことができる。

- (10) *Adiskide-a-k hel-du dau-t balon-a ber-e zango-z pusa-tu-z*
friend-the-ERG send-PFV PRS-D1S ball-the 3SG-GEN foot-INST push-PFV-CNV

「友達はボールを足で押して私のほうにくれた」(A1-31)

- (11) *Baloin-a-ri ostiko-tto eman-ez aterbe-rat sar-tu du.*
ball-the-DAT kick-DIM give.PFV-CNV pavilion-ALL put.in-PFV PRS.E3S

「彼はボールをちょっと蹴って、休憩所に入れた」(A4-36)

これらの例は、ボールを蹴って動かすという使役移動の表現である。(10)では、主節の *heldu* 「送る」が使役行為を、副動詞 *pusa-tu-z* 「押す」がその手段を表している。(11)も同様である。以下、このように、主節が使役行為、副動詞が手段を表す文を、「手段副動詞文」と呼ぶ。

上の例では、副動詞が表すのは手段であり、主節事態を構成する事態であるとともに原因でもあった。いっぽう、これ自体興味深い事実だが、主節が手段を、副動詞が使役行為を表す次のような例もある。

- (12) *Ostiko bat eman dio bizikleta-raino bota-z.*
kick one give.PFV PRS.D3S bike-up.to throw.PFV-CNV

「彼は(ボールを)蹴って、自転車のところまで飛ばした」(A4-32)

- (13) *Lagun-a-k baloi-a-ri eman du ostiko bat pabion-era sarr-araz-i-z baloi-a.*
friend-the-ERG ball-the-DAT give.PFV PRS kick one pavilion-ALL go.in-CAUS-PFV-INST ball-the

「友達はボールを蹴って、ボールを休憩所に入れた」(A8-35)

たとえば(12)では、主節の *ostiko bat eman* 「蹴る」が手段を、副動詞の *bota-z* 「飛ばす」が使役行為を表している。(13)も同様に、主節が手段を、副動詞の *sarr-araz-i-z* 「入れる」が使役行為を表す。このように、構成関係にある2つの事態を副動詞で表現する場合、一方が他方の原因であっても、必ずしもそれを副動詞で表す必要はない。以下、主節が手段、副動詞が使役行為を表す文を、「使役行為副動詞文」と呼ぶ。

3.1. 時間的類像性の制約

手段副動詞文と使役行為副動詞文は、構成関係にある使役行為と手段の一方を主節で、他方を副動詞で表現するという共通点があるが、次のような興味深い相違点もある。すなわち、使役行為副動詞文は、使役行為と手段の両者がともに語用論的主張に含まれるとき、時間的類像性の制約に従うが、手段副動詞文にはそのような制約がないという違いである。

ここで、時間的類像性とは、動詞や節をそれが表す事態の生起と同じ順序で表現することである。たとえば(14)では、「友達がMariaを呼ぶ」と「Mariaが友達のところに行く」という2つの事態が、等位接続された2つの節で表現されている。このとき、2つの節の順序はそれぞれが表す事態の生起順序を反映しており、時間的類像性があると言える。

(14) *Lagun-a-k Maria dei-tzen du eta Maria har-egana gaki da.*

friend-the-ERG PERSON call-IPFV PRS and PERSON she-ALL go PRS.be

「友達が Maria を呼んで、Maria が彼女のところに行く」(A2-47)

節間の時間的類像性は、手段と使役行為を表す節が等位接続された場合にも見られる。たとえば (15) は、「ボールを蹴り上げる」という使役移動の表現で、「ボールを蹴る」という手段を表す節と、「ボールを上を飛ばす」という使役行為を表す節が等位接続されている。

(15) *Ostiko bat eman di-o eta goiti igorr-i du.*

kick one give.PFV PRS.D3S.E3S and up send-PFV A3S.PRS.E3S

「彼は(ボールを)蹴って、上に飛ばした」(A4-38)

このとき、(16) のように節の順番を入れ替えると、「ボールを上を飛ばす」という使役移動の後で、「ボールを蹴る」という別の行為があったと解釈される。

(16) *Goiti igorr-i du eta ostiko bat eman di-o*

up send-PFV A3S.PRS.E3S and kick one give.PFV PRS.D3S.E3S

「彼は(ボールを)上に飛ばして、蹴った」

このことから、ある使役事象を手段節と使役行為節の等位接続で表現する際に、手段節が使役行為節に前置されなければならないことがわかる。始点に関しては手段と使役行為に先後関係はないが、手段は使役行為の一部である結果事象に先立つ。手段節と使役行為節の順序の制約は手段と結果の先後関係を類像的に表現したものと考えられる¹。

さて、使役行為副動詞文もまた、使役行為と手段の両者がともに語用論的主張に含まれるとき、時間的類像性の制約に従う。たとえば、ある人が何をしたかということが問題になっているときに使役行為副動詞文を使う場合、使役行為を表す副動詞は、(12) (13) のように主節に後続することは可能だが、次のように主節に先行することはできない。

(17) #*Bizikleta-raino bota-z ostiko bat eman dio.*

bike-up.to throw.PFV-CNV kick one give.PFV PRS.D3S

(彼が何をしたかという問いに対して)「彼は(ボールを)蹴って、自転車のところまで飛ばした」

(18) #*Baloi-a pabion-era sarr-araz-i-z ostiko bat eman dio.*

ball-the pavilion-ALL go.in-CAUS-PFV-INST kick one give.PFV PRS.D3S

(彼が何をしたかという問いに対して)「彼はボールを蹴って、休憩所に入れた」

たとえば (17) では、使役行為「飛ばす」を表す副動詞が、手段「蹴る」を表す主節に先行している。この文は、「彼がボールを飛ばした」ということが前提になっており、その手段が「蹴る」であることを伝える文脈では可能だが、使役行為と手段の両者がともに焦点となっている文脈では用いられない。

これに対して、手段副動詞文では、使役行為・手段の双方が語用論的主張に含まれる文脈でも、手段を表す副動詞は使役行為を表す主節の前後どちらにも生起することができる。(10) では副動詞が主節に後続し、

¹ 手段と使役行為の時間的類像性の別の例として、日本語の「蹴り上げる、撃ち落とす」など、前項が手段、後項が使役行為を表す複合動詞がある (cf. Matsumoto 1996: 280f.)。

(11) では先行しているが、どちらも「彼が何をしたか」という問いに対する答えとして用いることができる。

3.2. 連位接続としての使役行為副動詞文

このような時間的類像性は、使役行為副動詞文の持つ等位接続的特徴と見なせる。たとえば、Croft (2001: 328) は、通言語的に妥当する等位接続の統語的特徴として時間的類像性を挙げている。たとえば、英語の等位接続節 (19a, b) は、同じ等位項から成っているが、節の順番に対応して、それぞれが表す事態の先後関係が異なる。それに対して (20) では、because が導く従属節が、事態の先後関係にかかわらず、主節の前にも後ろにも現れることができる。

(19) a. *Cindy left and Jim was promoted.*

b. *Jim was promoted and Cindy left.* (Croft 2001: 328)

(20) a. *Cindy quit because Jim was promoted.*

b. *Because Jim was promoted, Cindy left.* (Croft 2001: 329)

また、Haiman (1983) は、Hua 語の指示転換 (switch reference) 構文が時間的類像性に従い、従属節は従わないことを示し、(特に同主語の) 指示転換構文は等位接続であると主張している。

バスク語の使役行為副動詞文や、Hua 語の指示転換構文は、いわゆる連位接続 (cosubordination) として位置づけることができる。連位接続は、従属節 (特に副詞節) とは異なり主節に埋め込まれていないが、等位接続とも違って一部の文法特徴の標示を欠き、その解釈が主節に依存する (cf. Van Valin 2005: Ch 6)。たとえば (21) のテ形節は発話内行為 (ここでは命令) の独自の標示を持たないが、主節が命令形であることに依存して、テ形節の表す事態も命令の内容に含まれるため、連位接続であるとされる (Hasegawa 1996: 181)。

(21) 早く仕事を済ませてうちに帰りなさい (Hasegawa 1996: 181)

バスク語の使役行為副動詞文は、手段と使役行為の双方が語用論的主張に含まれる場合に時間的類像性の制約に従うという等位接続的特徴を持ついっぽうで、テンス・モードが副動詞節において独自の標示を持たず、主節に依存し、連位接続と見なすことが可能である²。

いっぽう、ここで注意しなければならないのは、使役行為副動詞文であっても、使役行為が語用論的主張に含まれていない場合は、むしろ従属節的特徴を示すところである。たとえば、等位接続節は一般に等位構造制約に従い、その中から名詞句を抜き出すことができない (等位接続と従位接続を分ける統語的基準について、Haspelmath 2007: 46ff. を参照)。バスク語でも、(22) のように、等位接続節の一方から名詞句を抜き出して関係節化することはできない³。

2 論旨の展開の都合上ここでは詳細には立ち入らないが、RRG の枠組みでは節の連位接続と考えられる。副動詞節は、主節と主語が同じ場合でも、次の例のように独自の主語代名詞を取ることができるので、接続のレベルは中核ではなく節と判断される。

(n2) *Baloin-a-ri ostiko bat nihaur-ek eman-ez sar-tu du-t aterbe-rat.*
ball-the-DAT kick one 1SG.INT-ERG give.PFV-CNV put.in-PFV PRS-E1S pavillion-ALL

「私はボールを自分で蹴って休憩所に入れた」

3 この例で、関係節化されている名詞句 (baloina 「ボール」) は、第 1 等位節では与格名詞句、第 2 等位節では絶対格名詞句なので、across the board の例ではないことに注意されたい。

(22) ?ostiko bat eman eta aterbe-rat sar-tu du-en baloin-a

kick one give.PFV and pavilion-ALL put.in-PFV A3S.PRS.E3S-REL ball-the

「彼が蹴って休憩所に入れたボール」を意図

ところが、この等位節のどちらか一方を副動詞節にすると、関係節化が可能になる。(23)は使役行為が、(24)は手段が副動詞となった例である。また、関係節内の副動詞と上位節の順序も、時間的類像性の制約に従っていない。関係節に含まれる副動詞の表す事態は、前提になっており、語用論的主張には入っていないと考えられる。このように、語用論的主張に含まれない使役行為副動詞文は、等位接続の特徴を持たない。

(23) aterbe-rat sar-tu-z ostiko bat eman di-o-n baloin-a

pavilion-ALL put.in-PFV-CNV kick one give.PFV PRS-D3S.E3S-REL ball-the

「彼が蹴って休憩所に入れたボール」

(24) ostiko bat eman-ez aterbe-rat sar-tu du-en baloin-a

kick one give.PFV-CNV pavilion-ALL put.in-PFV A3S.PRS.D3S-REL ball-the

「彼が蹴って休憩所に入れたボール」

4. まとめと考察

本発表は、使役行為副動詞文について、手段副動詞文と対比しつつ、副動詞が表す使役行為が語用論的主張に含まれる場合に時間的類像性の制約に従う（連位接続である）が、そうでない場合には従属節としての特徴を示すことを指摘した。このことは、類型論的な観点からは次のように理解される。Cristofaro (2003)は、ある意味機能が諸言語でどのような文法的特徴をともなって表現されるかという問題意識のもと、表現されている事態がすべて語用論的主張に含まれるものが等位接続、一部が語用論的主張に含まれないものを従位接続と定義している。この見方からは、手段と使役行為の双方が語用論的主張に含まれる使役表現はすべて等位接続ということになる。バスク語の副動詞を用いた使役表現を考えると、機能的には等位接続である（すなわち手段と使役行為の双方が語用論的主張に入っている）場合に、使役行為副動詞文が典型的等位接続構文の特徴（時間的類像性）を持つのに対して、手段副動詞文は副詞節構文の特徴を持つ。この違いは、手段と使役行為の概念的非対称性などの要因と、等位接続と従位接続の文法特徴の関係に関する手がかりになる可能性がある。

参考文献

- Artiagoitia, X. (2003) Adjunct subordination. In Hualde, J. I. & Ortiz de Urbina, J. (eds.) *A grammar of Basque*, 710–762. Berlin: Mouton de Gruyter. / Cristofaro, S. (2003) *Subordination*. Oxford: Oxford University Press. / Croft, W. (2001) *Radical Construction Grammar: Syntactic theory in typological perspective*. Oxford: Oxford University Press. / de Rijk, R. P. G. (2008) *Standard Basque: A progressive grammar*. Cambridge, MA: The MIT Press. / Haiman, J. (1983) On some origins of switch reference marking. In Haiman, J. & Munro, P. (eds.) *Switch reference and universal grammar*, 105–149. Amsterdam: John Benjamins. / Hasegawa, Y. (1996) *A study of Japanese clause linkage: The connective te in Japanese*. Stanford: CSLI Publications. / Haspelmath, M. (2007) Coordination. In Shopen, T. (ed.) *Language typology and syntactic description, vol. II: Complex constructions* [2nd ed], 1–51. Cambridge: Cambridge University Press. / Matsumoto, Y. (1996) Complex predicates in Japanese: A syntactic and semantic study of the notion ‘word’. Stanford: CSLI Publications. / Orpustan, J.-B. (2011) *Basque et français : Méthode abrégée de traduction Navarro-labourdin classique*. 2^{em} ed. [Available online: http://www.tipirena.net/Tipirena_-_Site_officiel_de_Jean-Baptiste_ORPUSTAN/I_Linguistique_et_lexicographie_basques.html]